

# 「あいち九条の会」基本的とりきめ

2005年1月22日

あいち九条の会

## 1. 目的

あらゆる立場の違いをこえて、憲法九条の改定に反対し憲法を守るという一点で手をつなぎ、愛知県内の世論と運動を広げるための活動を行う。

## 2. 活動内容

- ①「九条の会アピール」に賛同し、活動する会が、地域・職場・団体など草の根に結成されるよう働きかけ、協力する。
- ②憲法九条の改定に反対し憲法を守るための組織やグループに交流や情報交換の場を提供する。
- ③講演会・学習会等の開催、講師派遣、パンフ・冊子の作成、意見広告、その他憲法を守るために有益な諸活動。
- ④東京の「九条の会」や全国各地の「九条の会」との連携。

## 3. 発足

呼びかけ人により、2005年1月に結成集会を開き、基本的とりきめ事項を決定し発足する。

## 4. 組織体制

- ①会員は趣旨に賛同した個人とする。
- ②入会金は1000円とする。
- ③呼びかけ人は、会を発足させ、会の趣旨を広く呼びかける役割を担う。
- ④呼びかけ人の中から世話人を若干名選出し、世話人会を設け、会の運営にあたる。
- ⑤世話人の中から代表世話人を選び、会を代表する。
- ⑥日常活動を担う組織として、世話人会のもとに事務局を設ける。
- ⑦事務局は名古屋第一法律事務所に置く。

## 5. 財政

会の財政は、寄付金（個人・団体）と入会金などをもって賄う。